

## 幼児教育・保育無償化の概要について

### 1 令和元年10月1日からの幼児教育・保育無償化の趣旨

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育を行う施設等の利用に関する給付を行う。

### 2 幼児教育・保育無償化の対象者及び対象範囲等の概要

施設	クラス 年齢	対象世帯	国制度（無償化）	東京都上乗せ制度	小金井市 上乗せ制度
認可保育所	0-2歳 クラス	課税世帯	無	多子軽減（第2子半額、第3子無償）	無
		非課税世帯	無償化（現物給付）		
	3-5歳 クラス	全世帯	無償化（現物給付）	無	
新制度幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	無償化（現物給付）		
未移行幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額25,700円	所得及びきょうだい数に応じて補助上限額上乗せ月額1,800円～6,200円	補助上限額上乗せ月額5,200円
			預かり保育 補助上限額11,300円（利用給付認定世帯のみ）		
国立幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額8,700円	無	
認可外保育施設	0-2歳 クラス	課税世帯	無	きょうだい数に応じて補助上限額上乗せ月額40,000円～67,000円	無
		非課税世帯	補助上限月額42,000円	補助上限額上乗せ月額25,000円	
	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額37,000円	補助上限額上乗せ月額20,000円	

### 3 認可保育所における副食費補助の創設

今般開始される幼児教育・保育の無償化において、従来利用者負担（保育料）に含まれると定義されていた副食費を無償化の対象外とし、保護者から実費徴収することとされた。本市においては、子育て世代の負担軽減を図るため保護者の負担がないよう、市独自の補助制度を創設する。

### 4 愛育手当の対応

愛育手当は、認可外保育施設等を利用している児童のうち、保育室等保護者助成金等を受けていない児童の保護者を対象とした手当である。幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の恩恵を受けない施設を利用している児童の保護者等を対象とするよう制度改正を行う。